

「ありがとう」と「お互い様」の気持ちで
えがお じしん がっこう
笑顔と自信あふれる学校に



びほろちょうりつとうようしょうがっこう
美幌町立東陽小学校

ねん くみ なまえ
年 組 名前

1 はじめに

みなさん、いじめを防ぐための国の法律『いじめ防止対策推進法』が平成25年に作られましたことを知っていますか？

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えることにより、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

この法律は、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけないと決めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の中や外に関係なく、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、家の人がいじめを防ぐことなども決められています。

学校は、いじめを防ぐために「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生を中心とした「いじめ対策チーム」で、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付ける取組を進めます。また、いじめが起きていると分かったら、解決するためにすぐに対応します。いじめの内容によっては、スクールカウンセラーなどの学校以外の専門の人相談することもあります。

家の人は、自分の子どもがいじめを行わないように努め、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ります。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力をするよう努めます。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という強い気持ちをもち、友達や先生方、家の人など、身の回りの人たちと力を合わせて、みんなが「ありがとう」と「お互い様」の気持ちを声に出し合い、いじめのない、笑顔と自信がいっぱいの学校をつくりましょう。

2 「いじめ」とは？

◇◇ いじめの定義 ~『いじめ防止対策推進法 第2条より』~ ◇◇

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇◇ 次のようなことは「いじめ」です ◇◇

- 悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをとられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。など



3 「いじめ」のない学校をつくるために

◇◇ こんなことを心がけて生活します ◇◇

- いじめは、「人として許されない」という強い心をもちます
- 友達のよさや自分との違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考え、話したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守り、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や行事に、ポジティブな思考で取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友達との絆を強めます。
- ゲーム機やパソコン、携帯電話やスマートフォンは、ルールを守って使います。
- 「いじめ」「いじわる」「いやがらせ」をしないで、自分と友達を大切にします。



◇◇ 「いじめ」をうけているあなたへ ◇◇

- あなたは、何も悪くありません。
- 一人でなやまず勇気をもって、先生方や家族などの大人や友達に相談してください。

◇◇ 「いじめ」をしているあなたへ ◇◇

- 相手の気持ちを考えてみよう。
- あなたの心に、モヤモヤしていることはありませんか？ 先生方に話してください。

◇◇ 「いじめ」を見た・聞いた・相談されたあなたへ ◇◇

- 見て見ぬふりをしないで、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するように話します。



4 「いじめ」をうけた・見た・聞いた・相談されたときは

② まわりの人に相談しましょう

いじめをうけた

- 担任の先生、学年の先生方に相談
- 校長先生、教頭先生に相談

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 保健室の先生、その他の先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族に相談
- 友達に相談
- そのほか、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校の「いじめアンケート調査」に書く
- 学校以外の相談を聞いてくれる所に電話する。【『子ども相談支援センター』など】

① 「いじめ」が解決するまでの取組

	いじめをうけた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<p>□ 「いじめ」から守ります。</p> <p>□ 心配なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。</p> <p>□ 必要がある場合は、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。</p> <p>□ 二度と「いじめ」をうけないよう、先生方はチームで協力して見守ります。</p>	<p>□ いじめた人にあやまり、もう二度と「いじめ」を行わないことを約束します。</p> <p>□ 「いじめ」は人として絶対に許されないことを教えます。</p> <p>□ これから的生活で気を付けることや、よりよい言動に向うことを考えさせます。</p> <p>□ 必要がある場合は、警察などに相談します。</p> <p>□ 二度と「いじめ」を行わないよう、先生方はチームで見守ります。</p>	<p>□ 「いじめ」に加わっていないなくても、自分にも関係していることを気付かせます。</p> <p>□ 「いじめ」に気付いたときに、誰かに知らせる大切さを教えます。</p> <p>□ 「いじめ」を見て見ぬふりをしたり、はやし立てたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。</p> <p>□ みんなで「いじめ」をなくし、よりよい学級や仲間・集団をつくることの大切さを教えます。</p>
家の人	<p>□ 「いじめ」をうけたことや、「いじめ」がなくなるまでの学校の取組を説明します。</p>	<p>□ 「いじめ」を行ったことを説明し、二度と「いじめ」を行わないよう協力してもらいます。</p>	<p>□ 家の人に協力してもらうときには、説明をします。</p>